

◎ 非課税一覧表

【例】701の34③(26)は、地方税法第701条の34第3項第26号の略です。

区分	番号	対象	要件等	適用の有無		根拠条項	
				資産割	従業者割	地方税法	地方税法施行令
共通	1	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	701の34③(26)	56の41
消防	2	消防用設備等・防災設備等	特定防火対象物に設置される消防用設備等又は防災に関する施設若しくは設備	○	—	701の34④	56の43
駐車場等	3	路外駐車場	駐車場法に規定する一般公共の用に供される路外駐車場のうち、都市計画駐車場及び届出駐車場等	○	○	701の34③(27)	56の42
駐車場等	4	駐輪場	道路交通法に規定する原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で、都市計画に定められたもの	○	○	701の34③(28)	—
中小関連	5	中小企業の集積の活性化等事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法により、中小企業の連携又は集積の活性化のため、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する施設で一定のもの	○	○	701の34③(18)	56の34
交通事業関連	6	自動車運送事業用施設	一般乗合旅客自動車、一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業を経営する者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	701の34③(21)	56の37
	7	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で、事務所以外の施設	○	○	701の34③(22)	56の38
	8	一般信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち一定のもの	○	○	701の34③(25)	56の40の2
	9	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が業務の用に供する施設のうち一定のもの	○	○	701の34③(25の2)	56の40の3
	10	鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所及び発電施設以外の施設	○	○	701の34③(20)	56の36
	11	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される施設で、航空運送事業者がその事業の用に供する施設のうち当該国際路線に係るもの	○	○	701の34③(23)	56の39
	12	高速道路事業用施設	高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設	○	○	701の34③(29)	56の42の2
港湾	13	港湾運送事業用施設	港湾運送事業法に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	701の34⑤	56の46

区分	番号	対象	要件等	適用の有無		根拠条項	
				資産割	従業者割	地方税法	地方税法施行令
公害関連	14	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する市町村長等の許可、認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	701の34③(8)	—
市場関連	15	卸売市場等	卸売市場、株式会社日本政策金融公庫法に規定する付設集団売場及び卸売・仲卸施設、卸売市場法に規定する生鮮食料品等を保管する施設	○	○	701の34③(14)	56の29
国等	16	公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	701の34②	56の22 56の23
	17	国及び公共法人等	国及び非課税独立行政法人並びに法人税法に規定する公共法人	○	○	701の34①	—
公共事業関連	18	水道施設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	701の34③(7)	—
	19	電気事業用施設	電気事業法に規定する一般送配電事業、送電事業、配電事業、発電事業又は特定卸供給事業の用に供する一定の施設	○	○	701の34③(16)	56の32
	20	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する施設	○	○	701の34③(17)	56の33
	21	電気通信事業用施設	電気通信事業法に規定する無線通話装置を用いる事業以外の電気通信事業を営む者が、当該事業の用に供する施設で事務所、研究施設及び研修施設以外の施設	○	○	701の34③(24)	56の40
教育	22	教育文化施設	博物館、図書館及び幼稚園	○	○	701の34③(3)	56の24
医療	23	病院等	医療法に規定する病院、診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院並びに医療関係者の養成所	○	○	701の34③(9)	56の26
社会福祉関連	24	保護施設	生活保護法に規定する保護施設	○	○	701の34③(10)	56の26の2
	25	小規模保育事業の用に供する施設	児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する施設	○	○	701の34③(10の2)	—
	26	児童福祉施設	児童福祉法に規定する児童福祉施設	○	○	701の34③(10の3)	56の26の3
	27	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園	○	○	701の34③(10の4)	—

区分	番号	対象	要件等	適用の有無		根拠条項	
				資産割	従業者割	地方税法	地方税法施行令
社会福祉関連	28	老人福祉施設	老人福祉法に規定する老人福祉施設	○	○	701の34③(10の5)	56の26の4
	29	障がい者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障がい者支援施設	○	○	701の34③(10の6)	—
	30	社会福祉施設	社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設	○	○	701の34③(10の7)	56の26の5
	31	包括的支援事業用施設	介護保険法に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	701の34③(10の8)	—
	32	家庭的保育事業等	児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	701の34③(10の9)	—
農業関連	33	農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接生産の用に供する施設	○	○	701の34③(11)	56の27
	34	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	○	○	701の34③(12)	56の28
特定業種	35	公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	701の34③(4)	56の25
	36	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○	701の34③(5)	—
	37	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	701の34③(6)	—
その他	38	総合特別区域施設	総合特別区域法に規定する事業を行う者が市町村から資金の貸付けを受けて設置する施設のうち一定のもの	○	○	701の34③(19)	56の35

期限付措置法関係(適用期限がありますのでご注意ください。)

区分	番号	対象	要件等	適用の有無		根拠条項	
				資産割	従業者割	地方税法	地方税法施行令
その他	39	博覧会に関する施設	2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)の会場内に設置される、出展参加者が博覧会に関して行う非商業的活動に係る事業の用に供する施設 (令和9年3月31日までに終了する事業年度分に限ります。)	○	○	附則32の4①	附則16の2の7